

政策等の形成過程における市民等参加条例(案) 逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、延岡市（以下「市」という。）の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民等の参加による開かれた市政の推進に資するため、政策等の策定又は改廃に当たり、当該政策等の案及び関連する資料等をあらかじめ公表し、市民等からの意見を募集し、意見の提出を受け、提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続（以下「パブリックコメント」という。）及びこれに関連する事項について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

この条例は、パブリックコメントを設けるに当たっての共通のルールを定めるものです。

主権者である市民の市政への参加を促進し、その多様な意見を市政に反映させることを趣旨としていますが、あわせて政策等の立案の趣旨や市民の意見に対する市の考え方を公表することにより、行政の意思決定における公正の確保と透明性の向上を図ります。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者又は居住する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る政策等に利害関係を有するもの

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この条例において「政策等」とは、市民生活に関する重要な計画、方針、条例、事業等をいう。

【解説】

〈第1項：市民等〉

ここに定める「市民等」を「意見を提出できるもの」として位置づけます。原則として行政と共に自治を担う市民を対象としています。しかし、市民以外から参考となる意見が寄せられることも考えられますので、そうした意見についても政策等に反映していくなど、弾力的な運用を行うものとします。

- (1)「市内に住所を有する者又は居住する者」、(2)「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」、(3)「市内に存する事務所又は事業所に勤務する者」、(4)「市内に存する学校に在学する者」

本市に実際に住所を有する人に限らず、市内に住む人、市内で働く人や市内の学校等で学ぶ人、市内で事業活動等を行っている人や団体も含みます。

(5)市に対して納税義務を有する者

市外に居住していて本市に土地等を所有している人や法人を想定しています。

(6)パブリックコメントに係る政策等に利害関係を有するもの

対象となる政策等に応じて判断することになりますが、子どもを市内の保育園や学校などに通園・通学させている保護者や、転入又は事業活動を予定している人・法人などが想定されます。

〈第2項：実施機関〉

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、に意見提出手続の実施を義務づけ、統一的な運用を図ります。なお、議決機関である議会は実施機関に含まないものとします。

〈第3項：政策等〉

政策等とは、市民生活に関する重要な計画、方針、条例、事業等であるが、パブリックコメントの対象となる政策等については、次の第3条で定めています。

(対象となる政策等)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等の策定又は改廃について、パブリックコメントを実施しなければならない。

- (1) 市の基本構想（延岡市長期総合計画条例（平成26年条例第19号）第2条第2号に規定する基本構想をいう。）及び基本的な政策を定める計画等
- (2) 市の基本的な方針を定める憲章、宣言等
- (3) 市の基本的な政策に関する条例及び市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 市の施設の整備若しくは改修に関する方針若しくは計画又は新たに始める事業のうち、規則で定める金額以上の事業費を要すると見込まれるもの
- (5) 市が規則で定める出資割合以上の出資を行っている法人が実施する事業のうち、規則で定める金額以上の事業費を要すると見込まれるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

第1号から第4号までにおいて実施対象としていない政策等についても、あくまで実施義務としていないだけであって、本条例の趣旨に照らして、実施機関がパブリックコメントを行う必要があると判断した場合、第5号に基づいて実施することができます。

(1)市の基本構想（延岡市長期総合計画条例（平成 26 年条例第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する基本構想をいう。）及び基本的な政策を定める計画等

基本構想及び市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針など名称を問いません。

《対象となる計画等の例》

延岡新時代創生総合戦略、過疎地域自立促進計画、公共施設維持管理計画、地域公共交通網形成計画、人権教育・啓発推進方針、観光振興ビジョン、工業振興ビジョン、空家等対策計画、文化振興ビジョン、アスリートタウンのべおか・スポーツ振興計画 等

(2)市の基本的な方針を定める憲章、宣言等

《現在ある宣言等》 市民憲章、緑化都市宣言、長寿社会ハートフル憲章 等

(3)市の基本的な政策に関する条例及び市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

「市の基本的な政策に関する条例」とは、市政全般又はまちづくりや福祉、環境といったそれぞれの行政分野における基本的な理念や方針などを定める条例をいいます。

「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第 14 条第 2 項（普通公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」についても、市民に義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことはパブリックコメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外します。なお、地方自治法第 74 条第 1 項の規定においても、地方税の賦課徴収並びに、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、条例の制定・改廃の請求対象外となっています。

《対象となる条例等の例》

すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例、都市景観条例、情報公開条例、生活環境保護条例、地域医療を守る条例、放置自転車の処分等の手続に関する条例、安全で住みよいまちづくり条例 等

(4)市の施設の整備若しくは改修に関する方針若しくは計画又は新たに始める事業のうち、規則で定める金額以上の事業費を要すると見込まれるもの

市の施設の整備や改修に当たっては、多くの税金が投入されることとなり、市民生活への影響も大きいことから、パブリックコメントの対象とします。あわせて、新たに始める事業についても、一定金額以上の事業はパブリックコメントの対象とします。

具体的には、予定価格が 1 億円を超えるものを対象とすることを現在考えています。

（理由として、1 億円未満の事業は年間 1 1 8 件程もあり、1 億円を下回る事業を対象と

すると事務が膨大となるとともに、市民に分かりにくくなってしまうため）（※別途、規則で定めることとします。）

《対象となる施設の例》

市役所、消防署、内藤記念館、野口遵記念館、体育施設、市営住宅、津波避難タワー
ヘルストピア延岡 等

(5) 市が規則で定める出資割合以上の出資を行っている法人が実施する事業のうち、規則で定める金額以上の事業費を要すると見込まれるもの

市が出資を行っている法人が実施する事業についても、市民生活への影響が大きいことから、パブリックコメントの対象とします。

具体的には、市の出資割合が 25%以上の法人が行う事業で、事業費が 1 億円を超えるものを対象とすることを現在考えています。（※別途、規則で定めることとします。）

（参考）第三セクター等の経営健全化等に関する指針【総務省】 ※抜粋

各地方公共団体におかれては、出資（原則として 25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政支援を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

《対象となる事業等の例》

延岡駅西口再開発 等

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

上記にあたらぬ政策等であっても、本条例の趣旨に照らして、実施機関が必要と判断する場合には、パブリックコメントを実施できるものとします。

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる政策等の策定又は改廃については、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するため、パブリックコメントを実施するいとまがない政策等
- (2) 市民生活に影響を及ぼさない、又は影響が軽微と認められる政策等
- (3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のない政策等
- (4) 法令等の規定により意見提出の手続が定められている政策等
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づく直接請求により議会に提出する条例

2 前項各号に該当することによりパブリックコメントを実施しない場合は、その政策等の名称及びパブリックコメントを実施しない理由を公表しなければならない。

【解説】

〈第1項：適用除外となる事項〉

(1) 緊急を要するため、パブリックコメントを実施するいとまがない政策等

本手続に要する期間を費やすことにより、政策等の効果が損なわれてしまうものや、災害対策など緊急を要するものが該当します。しかし、事務処理の怠慢による遅れなどによるものを許容するものではありません。

(2) 市民生活に影響を及ぼさない、又は影響が軽微と認められる政策等

直接、市民生活に影響のない、もしくは影響が軽微と認められるものや、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないもの等が該当します。

(3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のない政策等

国や県から規定例等が示され、その内容どおりの政策等を定める場合、他の法令の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理等、実施機関に裁量の余地がないものが該当します。

(4) 法令等の規定により意見提出の手続が定められている政策等

都市計画法における法定縦覧手続など、案の公表、市民の意見提出が法令や他の条例で定められている場合は、本条例の手続よりもそちらの手続を優先します。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に提出する条例

市民の発意による直接請求により提出された条例案に対しては、市長は修正することが許されないため、適用除外とします。

（参考）地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

〈第2項：適用除外の理由の公表〉

パブリックコメントの適用除外となった場合においても、政策等の名称やその理由をしっかりと公表することとします。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の内容を決定する前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の立案の目的、趣旨及び背景
- (2) 政策等の立案に際して整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料
- (4) 新たな施設の整備又は施設の改修については、その建設費用及び後年度の維持管理経費の概算
- (5) 市が出資を行っている法人が実施する事業については、その収支見込み

3 政策等の案を公表する方法は、規則で定める場所での閲覧又は配布、市ホームページへの掲載等とする。

4 実施機関は、市民等から資料の追加を求められた場合において必要であると認めるときは、速やかにその資料を公表するものとする。

【解説】

〈第1項：案の公表時期〉

原則として、政策等の案がまとまり、具体的に明示できる段階で本手続を実施します。しかし、政策等の内容や重要性により、構想や検討の段階で市民の意見を聴くことが望ましいと実施機関が判断した場合には、その段階で実施します。その場合でも、最終的な案ができた段階で再度、パブリックコメントを実施することが原則となります。

〈第2項：関連資料等の公表〉

策定しようとする政策等について、市民が内容を十分に理解して意見を提出できるように、関連する情報や資料等を併せて公表します。関連資料としては、政策等の概要や上位の計画等の概要、予測される市民生活に与える影響等が考えられます。

なお、新たな施設の整備については、建設費用や建設後の維持管理経費の見込み額等まで公表することとします。

また、市が出資を行っている法人が実施する事業については、その収支見込みについても公表することとします。

〈第3項：案の公表方法〉

政策等の案及び関連資料は、市ホームページへの掲載を行うとともに担当課窓口、情報公開センター、市民スペース、市立図書館、各総合支所、各支所、各コミュニティセンター、市民協働まちづくりセンター、駅前複合施設エンクロスのほか、案件に関係する施設にて閲覧に供します。

(意見の募集及び提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表をした日から20日以上の間を設けて、市民等からの意見を募集し、その提出を受けなければならない。

2 前項に規定する期間より短い期間を設ける場合は、その理由等を公表しなければならない。

3 市民等が意見を提出する方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が認める方法とする。

4 意見を提出する市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明記しなければならない。

【解説】

〈第1項、第2項：意見提出の期間等〉

意見提出の期間は、20日以上としていますが、これは、あくまで最低限の日数です。実際の実施に当たっては、できるだけ多くの意見の提出を受けること、及び政策等の策定を迅速に行うことを勘案し、30日を目安として、それ以上の意見提出期間を設けるものとします。

なお、やむを得ない事情により20日より短い期間を設ける場合は、その理由を公表することとします。この場合であっても、事務処理の怠慢による遅れなどによるものを許容するものではありません。

〈第3項：意見提出の方法〉

意見の提出方法は、担当課窓口への提出、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、案の公表の際に明示することとします。電話など口頭により聴取する方法は、正確な記録が困難であることから認めません。また、使用する言語は日本語とし、他の言語での提出の際は、日本語訳の添付を求めるものとします。

〈第4項：意見提出の際の明示事項〉

責任ある意見の提出を望むとともに、意見の内容を確認することも考えられるため、原則として提出した人の氏名及び住所（団体の場合は、その名称・代表者名及び事務所等連絡先の所在地等）を明らかにすることとします。市外居住者である場合は併せて、勤務先、学校、活動の内容など本条例第2条第2項で定める市民であることも明らかにする必要があります。

(提出意見の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の実施機関内部の意思決定を行うものとする。

【解説】

パブリックコメントの趣旨に鑑み、実施機関は提出された意見を尊重し、反映すべき意見については政策等の中に反映させ、意思決定を行うことを義務づけます。しかし、本手

続は政策等の賛否を問うものではなく、また、意見の多寡で判断するものでもありません。意見の内容に着目し、反映すべき意見を取り入れることにより、よりよい政策等を実現するためのものです。

(結果の公表等)

第8条 実施機関は、前条の規定による意思決定を行ったときは、速やかに、次に掲げる事項（延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号）第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正して実施機関内部の意思決定をしたときは、その修正の内容

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

【解説】

〈第1項：結果公表の内容〉

市民からどのような意見が提出され、どのように政策等に反映されたかを明らかにするため、パブリックコメントの結果を公表します。このことにより、前条に規定する提出された意見の考慮を担保します。しかし、提出された意見の中に、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合には、その全部又は一部を公表しません。

(1) 提出された意見の概要

類似の意見については、内容ごとに整理して公表します。なお、提出された意見数及び提出者数がわかるようにします。

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

提出された意見に対する実施機関の考え方を示すことにより、説明責任を果たします。

(3) 政策等の案を修正して意思決定をしたときは、その修正の内容

手続の実施により政策等の案を修正した場合は、その理由と修正後の内容を公表します。

〈第2項：結果公表の方法〉

結果の公表方法は、原則的に案を公表した時と同様の方法によるものとします。また、公表の期間については、窓口への備え付けは公表した日から30日を確保するものとし、市ホームページには次年度末まで掲載するものとします。

(実施状況等の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントを実施している案件の一覧表を作成し、市ホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、市広報紙等に掲載することにより公表するものとする。

【解説】

〈第1項：実施状況の公表〉

パブリックコメントの実施状況を、市ホームページ上に公表することにより、どのような案件についてパブリックコメントを行っているのかを市民が容易に知ることができるようにします。

〈第2項：運用状況の公表〉

パブリックコメントの運用状況として、「案件名」「意見の募集期間」「提出された意見数及び提出者数」等を毎年度1回、市広報紙に掲載して公表を行います。また、この運用状況は市ホームページにも相当の期間掲載し、過去の運用状況が把握できるようにします。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、別に定める。